

令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【鹿児島市】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

- (1) 平成2年4月1日より設置した鹿児島市立名山小学校にて通級指導、訪問指導を実施した。主に、国語・算数の授業を取り出して、特別の教育課程を元に個別指導やグループ指導を行った。
- (2) 日本語教室在籍校連絡会では、教育委員会、日本語教室担当職員、協力員、児童生徒在籍校担当者が参加し、情報共有を行った。
- (3) 協力員3名を雇用し、日本語指導に協力してもらった。

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1) 日本語教室打合会(年度当初1回)、日本語教室在籍校連絡会(年2回)を実施した。
- (2) 鹿児島市教育委員会が名山小学校に日本語教室を設置し、名山小学校に在籍している児童及び他校から通級している児童生徒に対して指導をした。また、通級できない児童生徒に対しては、鹿児島市の雇用する協力員(非常勤講師)3人が訪問指導した。
- (3) 4月に「特別の教育課程」の編成と実施についての説明、7月に個別の指導計画に基づいた指導実践の共有を行った。
- (4) 県主催の日本語教室に関する研修や、本課主催の研修会等で、日本語教室の実態や取組実績について紹介した。
- (5) 教科の学習理解を深めるために、学習の補助を行った。
中学校や高校への進学について、本人・保護者・在籍校・高等学校・日本語教室・市教育委員会・県教育委員会との間で情報交換を行った。
- (7) 児童生徒は一人一台端末を活用し、必要に応じて翻訳アプリなどを使用していた。職員はICTを活用して分かりやすい授業を工夫していた。
- (10) 日本語指導協力員を3人配置し、通級指導や訪問指導、訪問指導の際の通訳・カウンセリング、教材作成の際の翻訳、連絡会等における連携、指導資料・教具の開発、教材や指導資料の送付などの業務を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1) 年度初めの打合せ会では、顔合わせや年間の流れ、予算等の確認をすることで、年間の見通しを立てることができた。また、前年度の反省から、改善すべき点等の共有をすることができた。
連絡会では、特別の教育課程や指導の方向性、児童生徒の家庭状況等について確認することで、悩みを共有したり、困難さを少しでも減らしたりすることができた。

中学生の高校受験や教員側の負担増、不登校気味の外国人児童生徒への対応といった課題が判明した。

- (2) 年々増加傾向にある日本語教室在籍校児童生徒に対して、通級指導のみならず訪問指導の機会を提供することができた。不登校生徒が予定していた指導を受けられないことがあり、十分な日本語指導ができなかつた。また、そのような際に、指導者に報酬を与えることができなかつた。
- (3) 「特別の教育課程」実施のためのカリキュラム・マネジメントについてある程度理解し、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案できた。課題としては、初めて担当する在籍校の担当者は、短時間での理解が困難であるということ、担当者の代理で管理職等が出席する際、その後の引継がなされたかどうか懸念されるという課題がある。

(4) 日本語教室の存在しない県内の市町に勤務する教職員と情報共有することができた。昨年度まで日本語教室に在籍していた生徒が進学した高等学校の担当も参加し、情報交換することができた。

(5) 教科学習の補強をすることで、教科に対する質問を個別に受けることができ、生徒の学習理解を促すことができた。

中学や高校への進学についての情報交換を本人・保護者に提供することで、進学に対する不安全感を薄めることができた。

高等学校との連携を図ることで、特別の教育課程等についての理解を深めることができた。

(7) 日本語がほとんど分からぬ児童生徒に対して翻訳アプリ等活用したり、その他のICT機器を活用したりすることで児童生徒の授業の理解度が上がった。一方で、通級指導の際は、県費による加配職員3人は公用に配付されたICT端末を使用することができるが、訪問指導の際に市の協力員3人が公用のICT端末を使用することができないという課題がある。

(10) 指導・支援を行うことで、当該児童生徒が、日本語の習得の手助けとなり、在籍校での学習・生活に適応できるようになった。一方で、日本語指導が必要な児童生徒数が増加し、時間割の調整等が困難になってきている。また、不登校生徒の場合、直前まで指導に参加できるかどうかの判断ができない場合があり、指導ができない場合は指導員に報酬を払うことができなかつた。

本事業で対応した児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	(18人 (6校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		(18人 (6校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLAを活用し、今後の指導方針の検討等に役立てる。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。